

福県医発第105号(地)
平成21年 4月10日



各医師会長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 横 倉 義 武
(公印省略)

中国残留邦人等に対する医療支援給付について

平成20年4月1日から中国残留邦人等に対し、指定医療機関等での受診に係る医療支援給付を実施し、1年が経過するところであります。本制度につきましては、平成20年3月28日付福県医発第2340号(地)にてお知らせいたしましたが、その取扱いにつきましては、一部の指定医療機関等の窓口において、制度周知不足から受診拒否等の問題が生じているため、今回、改めて厚生労働省社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室から日本医師会宛、指定医療機関等の窓口で混乱が生じな

いよう協力依頼があった旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありました。

つきましては、再度、貴会会員医療機関のご協力が得られますよう、周知のほど何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、医療支援給付は生活保護法の医療扶助の例によることとされておりますが、中国残留邦人等の特別な事業に配慮し、下記のとおり福祉事務所と医療機関との間で直接手続きを行うなど、生活保護法の医療扶助とは異なる取扱いとなっております。

記

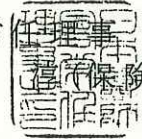
1. 医療券の交付等については、原則、実施機関(福祉事務所)と医療機関の間で直接手続きを行う。
(福祉事務所が直接、医療機関に医療券を送付する。)
2. 患者本人は医療券を持参しないので、指定医療機関の窓口では本人確認を行う必要がある。このため、支援給付を受給していることを証明する「本人確認証」を提示させて受診する。
(医療機関は患者の提出した「本人確認証」と福祉事務所より送付された「医療券」を確認のうえ 治療を行う。)

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 毛利康茂
医療保険副担当理事 島田昇二郎
会長 丸山 泉

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常
藤 原 (社会保険担当)



中国残留邦人等に対する医療支援給付について

平成20年4月1日から中国残留邦人等に対し、指定医療機関等での受診に係る医療支援給付を実施し、1年が経過するところであります。本制度につきましては、平成20年3月27日付事務連絡(保224)でお知らせいたしましたが、その取扱いにつきましては、一部の指定医療機関等の窓口において、制度周知不足から受診拒否等の問題が生じているとの報告があると聞いております。このような状況を勘案し、今回、改めて厚生労働省社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室から日本医師会宛、指定医療機関等の窓口で混乱が生じないよう協力依頼がありました。

本制度は、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)」に基づくもので、中国残留邦人等で生活保護の医療扶助を受給している方を対象に、平成20年4月1日から指定医療機関等の受診においては、本制度の医療支援給付として開始されております。

なお、医療支援給付は生活保護法の医療扶助の例によることとしておりますが、中国残留邦人等の特別な事情に配慮し、福祉事務所と医療機関との間で直接手続きを行うなど、生活保護法の医療扶助とは異なる取扱いをしております。その取扱いは次のとおりであります。

1. 医療券の交付等については、原則、実施機関(福祉事務所)と医療機関の間で直接手続きを行う。

(福祉事務所が直接、医療機関に医療券を送付する。)

2. 患者本人は医療券を持参しないので、指定医療機関の窓口では本人確認を行う必要がある。このため、支援給付を受給していることを証明する「本人確認証」を提示させて受診する。

(医療機関は患者の提出した「本人確認証」と福祉事務所より送付された「医療券」を確認のうえ、治療を行う。)

したがって、再度、貴会会員医療機関のご協力が、得られますよう、ご高配たまわりたくよろしくお願い申し上げます。

(添付資料)

1. 中国残留邦人等に対する医療支援給付について

[平21.3.6 社援対発第0306001号 日本医師会長宛]

厚生労働省社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室



社援対発第 0306001 号

平成 21 年 3 月 6 日

社団法人日本医師会 御中

厚生労働省社会・援護局

援護企画課中国孤児等対策室



中国残留邦人等に対する医療支援給付について

中国残留邦人等に係る医療等の支援につきましては、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、中国残留邦人等の支援給付受給者が指定医療機関等において受診する場合の取扱いについて、平成 20 年 3 月 14 日付社援発第 0314006 号「中国残留邦人等に対する支援給付の実施について」（厚生労働省社会・援護局長通知）をもって通知したところであり、当該取扱いにつきましては、貴会の御理解と御協力により、これまで概ね円滑に実施されていますところ、感謝申し上げます。

他方、当該取扱いは初年度ということもあり、一部の指定医療機関等の窓口によっては、支援給付受給者であることを確認するための「本人確認証」の取扱いを知らずに受診を拒否する、本人確認証を発行した実施機関の管外に所在する指定医療機関等で受診を拒否されるケースがある等、当該取扱いが十分に周知されていないことによる混乱が生じているとの報告がなされております。

当室としましては、各都道府県・指定都市・中核市並びに各実施機関に対し、指定医療機関等の窓口で混乱が生じ、支援給付受給者が受診できないような状況にならないよう、再度、当該取扱いの周知徹底を依頼することとしております。

つきましては、貴会におかれましても、当該取扱いについて遺漏がないよう引き続き御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

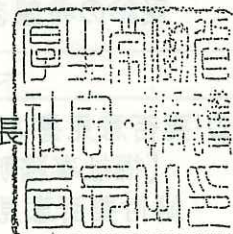
社援発第0314006号

平成20年3月14日

社団法人

日本医師会会長 殿

厚生労働省社会・援護局長



中国残留邦人等に対する支援給付の実施について

中国残留邦人等に係る医療等の支援につきまして、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）の一部が平成20年4月1日に施行されることに伴い、現在、生活保護を受給している中国残留邦人等が、支援給付制度へと切り替わることとなります。

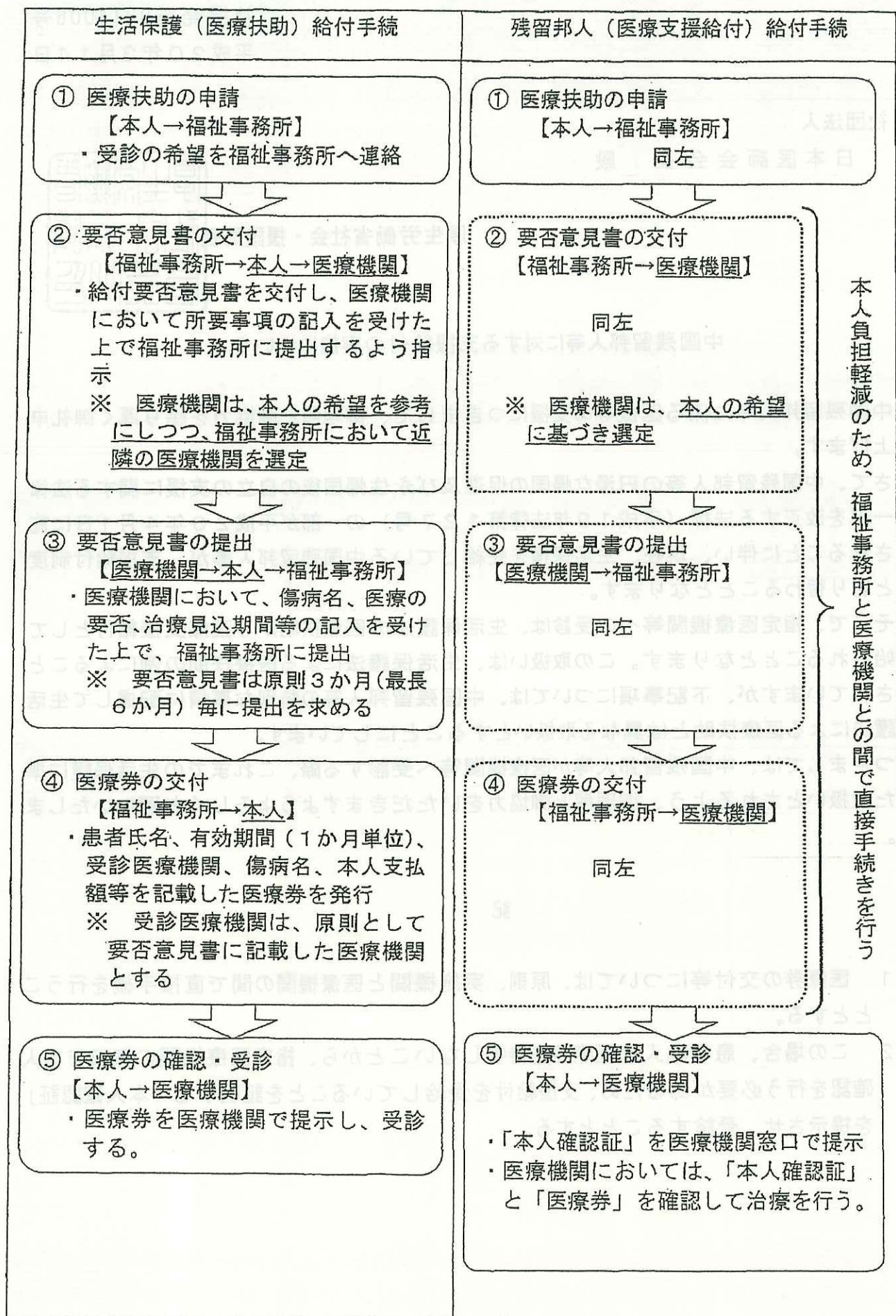
そこで、指定医療機関等への受診は、生活保護法の医療扶助から医療支援給付として開始されることとなります。この取扱いは、生活保護法による医療扶助の例によることとされていますが、下記事項については、中国残留邦人等の特別な事情に配慮して生活保護法による医療扶助とは異なる取扱いとすることにしています。

つきましては、中国残留邦人等が医療機関等へ受診する際、これまでの生活保護に準じた取扱いとされるよう、御理解と御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

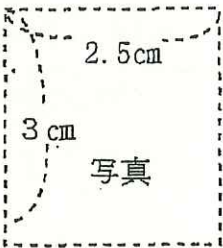
記

- 1 医療券の交付等については、原則、実施機関と医療機関の間で直接手続を行うこととする。
- 2 この場合、患者本人は医療券を持参しないことから、指定医療機関の窓口で本人確認を行う必要があるため、支援給付を受給していることを証明する「本人確認証」を提示させ、受診することとする。

【別添】医療給付手続きの流れ



(表面)

本人確認証 No. _____	
氏 名 生年月日 性 別 住 所	
上記の者については、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく支援給付の支給決定されていることを証明する。	
発行日 平成 年 月 日 実施機関の長印 	
この確認証の有効期間は、平成 年 月 日から 平成 年 月 日までとする。	

(裏面)

(注意) (1) この確認証は、他人に貸与し、又は譲渡することはありません。 (2) この確認証を紛失したときは、直ちに発行者に届け出て下さい。 (3) この確認証は、次の場合は直ちに発行者に返納してください。 ①御本人が支援給付を受けなくなったとき。 ②確認証の記載事項に変更があったとき。 ③確認証の有効期間が満了したとき。 ④確認証が使用に耐えなくなったとき。 ⑤確認証が再交付された後、紛失した確認証を発見したとき。 (4) 医療機関で受診する際には、この確認証を窓口に提示して下さい。
--

(備考)

1. 再発行の場合は、再発行と表示する。
2. フィルムで完全密封する。